

株式会社クボタによる日本鑄鉄管株式会社の新設製造子会社の 株式取得に関する審査結果（概略）

第1 当事会社の概要

クボタ及び日本鑄鉄管は、いずれもダクトイル鉄管等の製造販売業を営む会社である。

なお、当事会社等の略称は、別表のとおりである。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、クボタが、新設製造子会社の株式に係る議決権の19.9%を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

第3 本件の経緯等

本件行為は独占禁止法第10条第2項に規定する届出要件を満たさないが、当事会社から、具体的な企業結合計画の内容を示した相談があった。そこで、公正取引委員会は、「企業結合審査の手續に関する対応方針」（平成23年6月14日）6(1)に基づき、届出を要する企業結合計画への対応に準じて本件を審査した。その結果、当事会社が申し出た問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと認められたので、本件審査を終了した。

なお、当事会社は、本件行為による二酸化炭素排出量の削減効果に係る効率性の向上を具体的に主張したことから、当委員会は、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（令和5年3月31日）（以下「グリーンガイドライン」という。）に沿った検討を行った。

第4 本件の検討対象

ダクトイル鉄管は、ダクトイル鑄鉄を用いた鉄管で、主に上水道用途の水道管として使用されており、口径の大きさにより、小口径管（50mm～250mm）、中口径管（300mm～800mm）及び大口径管（900mm以上）がある。

当事会社は、本件行為後、クボタは小口径管のダクトイル鉄管の特定の工程のみを、日本鑄鉄管は全口径のダクトイル鉄管の全工程を新設製造子会社にOEM委託し、販売は当事会社グループそれぞれが独自に行うことを計画している。

本件行為により、当事会社グループ間で、新設製造子会社を通じた間接的な結合関係が形成・維持・強化されることとなるため、本件においては、当事会社のいずれも新設製造子会社にOEM委託を行うダクトイル鉄管小口径管に関して、当事会社間で協調関係が生じるおそれがある。したがって、本件行為は、ダクトイル鉄管小口径管の製造販売業に係る水平型企业結合に該当する。

第5 一定の取引分野

1 商品範囲

上水道用途の水道管として使用される管には、ダクティル鉄管以外に、ポリエチレン管、塩ビ管及び鋼管があるが、耐震性、価格、使用実績及び製造設備等が異なることから、ダクティル鉄管とダクティル鉄管以外の管は、異なる商品範囲を構成する。

また、ダクティル鉄管小口径管、中口径管及び大口径管は、内部を流れる水の流量及び水圧並びに製造設備等が異なることから、異なる商品範囲を構成する。

以上より、本件では、「ダクティル鉄管小口径管」を商品範囲として画定した。

2 地理的範囲

ダクティル鉄管小口径管の製造販売業者は、日本全国で販売を行っており、地域によって販売価格や輸送の難易度に違いが生じるといった事情は存在しない。

したがって、本件では、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

第6 本件行為が競争に与える影響

1 本件行為の企業結合類型

前記第4のとおり、本件行為は、日本全国におけるダクティル鉄管小口径管の製造販売業に係る水平型企业結合に該当する。

2 水平型企业結合（ダクティル鉄管小口径管）

(1) 単独行動による競争の実質的制限

当事会社グループの合算市場シェアは約70%と高く、輸入圧力や参入圧力は認められず、需要者からの競争圧力も限定的であるものの、

ア 競争者（市場シェア約30%）からの一定程度の牽制力が認められること

イ 後記第7の問題解消措置を前提とすれば、クボタのOEM委託の範囲はダクティル鉄管小口径管の特定の工程のみであって、当事会社グループ間で一定程度の競争が行われることとなること

ウ ダクティル鉄管小口径管からポリエチレン管への切替えが相当程度生じており、上水道用途のポリエチレン管市場における競争状況を踏まえると、隣接市場から一定程度の競争圧力が認められること

エ 以下に述べるように、本件行為による効率性の向上が認められること

も併せて考慮すると、当事会社グループの単独行動により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならない。

なお、前記エの効率性¹⁾については、グリーンガイドライン²⁾を踏まえて、当事会社の内部文書や当事会社が具体的に算定した二酸化炭素排出量の削減効果等を検討した。当事会社グループは、現在のキューポラ炉に代えて、本件行為後は、新設製造子会社において二酸化炭素排出量がより少ない電気炉によるダクタイル鉄管の製造を予定しているところ、①一方の当事会社単独では早期の電気炉導入を実現できず、本件行為を行うことを前提として電気炉の導入を決定したことが認められ、二酸化炭素排出量の削減は本件行為固有の効率性の向上といえること、②電気炉は発注済みであり、電気炉への切替えにより従来と比べて相当程度の割合の二酸化炭素排出量削減が見込まれるため、効率性の向上が実現可能であること、③当該二酸化炭素排出量の大幅な削減は品質の向上と評価³⁾でき、需要者の厚生が増大が認められることから、「効率性」の3要件をいずれも満たし、効率性の向上が認められる。

(2) 協調的行動による競争の実質的制限

ダクタイル鉄管小口径管の製造販売分野では、商品が同質的であること、主な用途である上水道管の更新需要の予測は比較的容易で技術革新の余地も小さいと考えられること、過去数年間にわたり当事会社グループ及び競争者の市場シェアに大きな変動はないことから、本件行為前から、競争者の行動を互いに予測することが容易な状況にあることは否定できない。その上、本件行為により、生産面では事業者数が3社から2社になり、クボタがOEM委託をする特定の工程における当事会社グループ間の製造コストが共通化されることから、当事会社グループ及び競争者が協調的行動をとる誘因は大きくなる。

しかし、後記第7の問題解消措置を前提とすれば、当事会社グループ間で一定程度の競争が行われること、隣接市場からの一定程度の競争圧力や効率性の向上が認められることから、当事会社グループと競争者との協調的行動により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえない。

¹⁾ 「効率性については、①企業結合に固有の効果として効率性が向上するものであること、②効率性の向上が実現可能であること、及び③効率性の向上により需要者の厚生が増大するものであることの三つの観点から判断される。」（グリーンガイドライン第4の2(2)ウ(ア)(i)）

²⁾ 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものでもあり、「『優れた商品』には、当該商品の生産段階…における温室効果ガス削減に資する商品も含まれ得る」（グリーンガイドラインの「はじめに」の2）ところ、「グリーン社会の実現に向けた企業結合が、…温室効果ガス削減に貢献する新しい商品の市場を創り出すといった競争促進効果をもたらすことが見込まれる場合には、…『効率性』の観点も評価される。」（グリーンガイドライン第4の2(2)ウ(ア)(i)）

³⁾ グリーンガイドライン第1の1（想定例5）は、「製造過程の転換によって温室効果ガス排出量を大幅に削減できることが明らかである場合には、競争促進効果が認められるので、需要者にとって使用上の価値に直接の変化がない場合であっても、品質の向上と評価できる」としている。

(3) 小括

以上のとおり、後記第7の問題解消措置を講じることを前提とすれば、当事会社グループの単独行動又は当事会社グループと競争者との協調的行動により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならない。

第7 当事会社による問題解消措置の申出及びそれに対する評価

1 問題解消措置の要旨

当事会社からは、以下の措置を講じる旨の申出があった。

- ① OEM委託の範囲は前記第4を前提とする。
- ② 当事会社は、当事会社グループ間において新設製造子会社を通じて機微情報が共有される懸念を解消するため、アクセス制限、異動制限等を講じる。
- ③ 当事会社は、前記②の措置の履行監視のため、当委員会の承認を得た上で、当事会社グループから独立し、かつ、専門性を有する第三者を監視受託者として選任し、監視受託者を選任するまでは本件行為を実行しない。

2 問題解消措置に対する評価

前記1の問題解消措置を講じることを前提とすれば、当事会社グループ間において新設製造子会社を通じて機微情報が共有される懸念は解消され、当事会社グループ間の販売における競争は維持されと考えられる。

第8 結論

以上を前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。

別表 当事会社等の略称

株式会社クボタ	クボタ
クボタを最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団	クボタグループ
日本鑄鉄管株式会社	日本鑄鉄管
日本鑄鉄管を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団	日本鑄鉄管グループ
クボタ及び日本鑄鉄管を併せた2社	当事会社
クボタグループ及び日本鑄鉄管グループを併せた企業の集団	当事会社グループ
日本鑄鉄管が自社のダクタイル鉄管製造工場を分社化して設立する製造子会社	新設製造子会社